

第五次川越市国際化基本計画（案）に対する意見公募手続きの結果について

1. 意見公募手続きの概要

(1) 閲覧・募集期間

令和3年11月25日（木）から12月24日（金）まで（30日間）

(2) 閲覧場所

市役所5階国際文化交流課、各市民センター、川越駅西口事務所

(3) 意見を提出できる者

市内在住・在勤・在学、または利害関係の有る者

(4) 意見の提出方法

閲覧場所で配布する意見用紙に必要事項を明記し、国際文化交流課まで

（直接持参、郵送、FAX、電子申請いずれも可）

2. 意見公募手続きの結果

(1) 意見提出者数 2名

(2) 意見提出件数 3件

3 意見の概要と市の考え方 提出されたご意見とそれに対する本市の考え方については、次のとおりです。

No.	原案関連頁	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正の有無
1	P41	<p>「事業 No. 23 生活オリエンテーション等の実施【新規】」について</p> <p>①転入時、日本の生活習慣を外国籍市民に提供するため「外国人情報窓口」のような生活習慣を伝える窓口を設置すること。</p> <p>②その窓口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること。</p> <p>③不動産業者が日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること。</p> <p>④外国籍従業員が日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションを開催するように、外国人雇用企業へ依頼すること。</p> <p>⑤外国人雇用企業が来日後 1 か月、半年などのスパンで定期的に日本の生活習慣に関するオリエンテーションを外国籍従業員に対して実施するように依頼すること。</p> <p>以上 5 点について具体的な施策内容として追加することを提案します。</p>	<p>地域社会のルールや生活習慣を外国籍市民に守ってもらうことが多文化共生社会の実現には欠かせないと認識しておりますので、ご意見を参考にしつつ、実施可能な施策から実施してまいりたいと考えます。</p>	無
2	P46	<p>「基本目標 3. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり (1)交流機会の充実」について</p> <p>公民館を外国籍市民との交流の拠点とし、公民館職員を交流のコーディネーターとして活用することで安定的な交流事業を行うことが可能になります。従って、</p> <p>①外国籍市民が多く住んでいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定。</p> <p>②地域社会における交流促進の場として公民館の活用を明示。</p> <p>③コーディネーターとして公民館の職員の活用を明示。</p> <p>④コーディネーター機能（双方の市民の関係をつなぐ）の明示。</p> <p>⑤これら施策の評価方法の明示。</p> <p>⑥コーディネーター育成研修の実施を明示。</p> <p>以上 6 点について具体的な施策内容として追加することを提案します。</p>	<p>公民館の役割の一つに市民の学習活動を支援するとともに、地域のコミュニティの形成が挙げられることから、外国籍市民と日本人市民とのコミュニケーションが図られるような公民館運営に努めてまいります。</p>	無
3	P42	<p>「基本目標 2. 多文化共生意識を持った市民の育成 (1)市民の人材育成 事業No.27 国際理解講座、多文化共生理解講座の開催」について</p> <p>高齢者でも出席できるような気楽な文化・歴史の講座、語学講座など多くの講座開催及びその開催について市民に広く周知することを希望する。</p>	<p>国際理解や多文化共生のまちづくりに向けた市民意識の醸成にあたっては、年代や国籍に関らず、多くの市民が参加しやすく、興味を持てるような講座の開催に努めてまいります。</p>	無